

## ピア 21 レンタル規約

### ■ 第1条 (レンタル)

株式会社ピア 21(以下弊社とする)は申込者(以下お客様とする)に対して、指定された商品を貸し出し、お客様はこれを借り受けます。

### ■ 第2条 (レンタル契約の成立)

1. 本レンタル契約はお客様が本規約に同意したことを前提とします。
2. 本レンタル契約は、お客様が弊社の定めるレンタル契約書に記入、署名、捺印しそれを弊社が受理した時点で成立します。
3. レンタル契約は、使用予定日の 10 日前までに結ぶものとします。
4. お客様は商品の引渡しを受けた後、レンタル契約に従って商品を使用する事が出来ます。

### ■ 第3条 (商品の引渡し)

1. 弊社は商品を発送による納品、持ち込みによる納品、またはお客様の引き取りにより商品を引渡します。
2. お客様は弊社から商品の引渡しを受けた後直ちに検収し、事前に知らされていない損傷があった場合や指定した荷物が不足している場合は商品のご使用前に弊社まで通知するものとします。この通知がなされなかった場合、物件は正常な状態でお客様に引渡されたものとします。

### ■ 第4条 (レンタル期間の延長および返却の遅延)

1. お客様よりレンタル期間の延長の申し出があった場合は、その時点の状況により調整させていただきます。
2. 延長した場合のレンタル日数は、レンタル開始日より起算した合計日数とします。
3. 延長の申し出が無いままレンタル期間を経過して返却がなかった場合は、弊社が認める場合は前項による延長として取り扱い、弊社が認めなかった場合はお客様の契約違反として、契約書に定めたレンタル料の 3 倍の違約金を支払うものとします。

## ■ 第5条 (担保責任)

弊社はお客様に対して、引渡し時において商品が正常な性能を備えていることのみを担保しお客様の使用目的への適合性、及び効果については担保しません。  
使用に不適格な条件がある場合、検収の際に直ちに弊社まで通知するものとします。  
通知がなされなかったままレンタル期間が終了した場合、商品を正常に使用したものとみなします。

## ■ 第6条 (商品の使用・保管)

1. お客様は商品を契約書に記載した場所、目的で使用するものとします。
2. お客様は、設営マニュアルに従い使用・保管を行います。  
これを怠ったことに起因する損傷やトラブルについてはお客様が一切の責任を負うものとします。
3. お客様は商品の転貸、占有者の変更、改造はできません。
4. お客様が商品を使用中に、設置・保管・使用によって第三者に与えた損害についてはお客様がこれを賠償し弊社は一切責任を負いません。

## ■ 第7条 (商品の滅失、毀損)

お客様が商品を滅失（所有権の侵害を含む）毀損した場合は、お客様は弊社に対して代替商品の購入代価または商品の修理代の相当額を損害賠償として支払います。

## ■ 第8条(レンタル期間開始前の解約)

レンタル契約が成立した日以降、お客様の都合によりレンタル期間の開始前に解約する場合、お客様は弊社に対し解約の通知をし、弊社に所定のキャンセル手数料を支払います。

商品発送前のキャンセル：契約したレンタル料金の 50%

商品発送後のキャンセル：契約したレンタル料金の 100%

※商品の引渡しが行われていた場合はお客様の負担により返送するものとする。

## ■ 第9条 (中途解約)

レンタルを中途解約された場合でも、契約書で定めたレンタル料金を頂きます。

#### ■第10条（契約の解除）

お客様が本レンタル契約を違反、またはその恐れがある場合、弊社は催告なくこの契約を解除できます。

契約が解除された場合、お客様は商品を速やかに返却し、契約書に定められたレンタル料金を支払います。

#### ■第11条（商品の返却）

1. お客様はレンタル期間の満了、解約、解除、その他の理由により本契約を終了する場合、弊社まで、または弊社の指定する場所まで自己の費用で返却します。
2. 商品を返却される際、通常の使用による損耗、原価以上に商品が破損し修理を必要とする場合には、その修理代金に相当する費用を弁償して頂きます。

#### ■第12条（保守サービス）

商品に構造上の欠陥があり、修理してもお客様のご使用目的を達成できない場合、弊社まで直ちにご連絡下さい、弊社は同種同等の代替品をレンタルします。

代替品がない場合は契約書で定めたレンタル料の払い戻しをもって一切の責任を免れるものとします。

#### ■第13条（管轄裁判所）

この契約に関する全ての係争については弊社所在地を管轄する地方裁判所のみを管轄裁判所とします。